

香川県条例第20号

診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例の一部を改正する条例

診断その他の調査をした医師等に対する報酬及び費用弁償支給条例（平成11年香川県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第60条</u>の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第51条又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）<u>第50条</u>の規定に基づき、介護保険法（平成9年法律第123号）第194条第1項の規定により診断その他の調査をした医師その他香川県介護保険審査会の指定する者又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第103条第1項（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第56条の5の5第2項において準用する場合を含む。）の規定により診断その他の調査をした医師その他知事の指定する者（以下これらの者を「医師等」という。）に対する報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。